

社会福祉法人双葉福社会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第2条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、別表1に定める額
- (2) 理事長以外の非常勤役員等の報酬については別表2に定める額。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 理事長以外の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した日から1週間以内にその都度支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき所得税は控除して支払う。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。

別表1（理事長の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 12,379円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	4,160円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,160円

（2）理事（理事長以外）

	日 額
理事会等の会議への出席	4,160円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,160円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席	4,160円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,160円

別表3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

理事長が必要と認め招集した者についても、理事等と同等の報酬を支給する。